

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (前九条七号) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
フイジー	フイジー共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフイジー共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	848,000千円 -----	2020.3.23 スパスで (同日)	日本側 大村昌弘在フイジー大使 フイジー側 ヨグゼシュ・カラシ官相府次官	2020.4.7 119号
フイジー	フイジー共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフイジー共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	2020.6.29 スパスで (同日)	日本側 大村昌弘在フイジー大使 フイジー側 インフェレイミ・クワンガイオチンベテ保健・医療サービス大臣	2020.7.20 283号
フイジー	クマナプア・イ・ワイ橋架け替え計画(詳細設計)ののための贈与に関する日本国政府とフイジー共和国政府との間の交換公文	クマナプア・イ・ワイ橋架け替え計画(詳細設計)を実施するために必要な役務の購入	60,000千円 2023.12.31 まで	2020.10.29 スパスで (同日)	日本側 大村昌弘在フイジー大使 フイジー側 チヨネ・ウサエビエ兼土地・鉱物資源大臣	2021.1.5 8号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。